

第17回ミャンマー法整備支援研修（調停制度）

国際協力部教官

村田 邦行

第1 はじめに

2019年10月20日から同年11月2日にかけて¹、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）及びミャンマー連邦法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）の職員等を日本に招き、調停制度をテーマとして、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第17回本邦研修を実施した。

第2 本研修の背景・目的

1 本研修の背景

ミャンマーでは、2011年の民政移管以降、法の支配の確立を目指した改革が進められている。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府を対象機関として、2013年11月から「ミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「前プロジェクト」という。）」を開始し、その後、2018年6月からは「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト（以下「現プロジェクト」という。）」を開始して、ミャンマーに対する法整備支援活動を継続している。

フェーズ2となる現プロジェクトでは、外国からの投資促進やそれに伴う市場経済の拡大に対応するための法・司法セクターの能力向上といった法的インフラ整備を目的として、調停や知的財産に係る裁判の制度構築に向けた支援及び職員向けの執務資料作成といった人材育成等に資する支援を行っている。

国際協力部は、前プロジェクト及び現プロジェクトを通じて、JICAの法整備支援活動に全面的に協力している。

ミャンマーでは、連邦最高裁判所が、迅速かつ効果的な紛争解決を目的として、JICAの支援の下、裁判所主導の調停制度を構築すべく、2019年3月1日、ミャンマー国内の4つの裁判所（パイロットコート）において、調停の試験運用（パイロット・プログラム）を開始させた²。

試験運用はおおむね順調に推移しており、連邦最高裁判所は、今後、試験運用の結果を検証・評価した上、迅速かつ効果的な紛争解決を促進すべく、調停制度を導入して全国の裁判所で調停を実施することを検討している。

¹ 移動日を含む。

² パイロット・プログラムの導入経緯やパイロットコートにおける調停手続等に関する詳細については、中島朋子JICA長期専門家（当時）「ミャンマーにおける裁判所主導の民事調停制度の導入について」（ICD NEWS 第79号71頁以下）を参照されたい。

この点、現在、調停手続を定めた法規範はなく、調停の試験運用は、民事訴訟手続の中で、連邦最高裁判所が作成した指針に基づいて行われており、また、民事訴訟を提起せずに調停を直接申し立てることも認められておらず、これらの点は、今後、調停制度を構築していくに当たっての検討事項と思われる。また、調停人の認定を受けている者は、現在、連邦最高裁判所職員6名のみであり³、調停制度を全国展開させていくに当たっては、それに適した制度を構築することに加え、更なる調停人の養成が必須であるため、調停人養成のための研修制度を構築するとともに、同研修を実施する講師を養成することが課題になるとと思われる。

2 本研修の目的

そこで、本研修では、調停制度をテーマとして、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府の職員等を対象に、調停制度の構築、調停の全国展開のために必要となる事項、調停人を養成するための研修制度の構築や同研修を実施する講師に必要となる事項等に関して知見を提供することや、ミャンマーにおける将来のあるべき制度等について研修参加者との間で協議をすることを目的とした。

本研修の参加者については、別添1の研修参加者名簿を参照されたい。

また、本研修の日程については、別添2の日程表を参照されたい。

第3 本研修の内容

1 講義

(1) 講義「調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点（日本の場合）」では、元裁判官で大阪大学大学院客員教授・弁護士の吉野孝義先生から、裁判官として日本の調停に長年携わったご経験やミャンマーにおける調停の試験運用に向けた準備に関わったご経験に基づき、ミャンマーにおいて、今後、調停制度等を構築していく際に留意・検討すべき点についてお話しいただいた。

具体的には、①調停制度（調停の申立て自体を認めるか、調停前置主義を採用するか、調停の申立てに時効中断効を認めるか、これらを認める又は採用する場合には新たな法律を作る必要があるかなど）、②調停人（調停人の数を増やす必要があるか、必要があるとして調停人の任命・資格をどのように考えるか、任命・資格に関する法令を作る必要があるか、調停人の倫理に関する規則等を作るのか、調停人をどのように養成するかなど）、③調停に関する広報関連（利用者である国民への広報のほか、代理人となる弁護士にも調停についてよく知ってもらう必要がないか）などといった点について、日本の状況についても言及しながらお話しいただいた。

連邦最高裁判所の研修参加者からは、日本ではどのような人物が調停人になっているのか、調停人を選任するのは誰か、調停人の報酬はどのようにになっているのかなどについて質問が出され、調停人の数を今後増やしていくに当たり、調停人の候

³ もっとも、実際に調停人として活動しているのは6名中3名である。

補者，選任権者，報酬やその支払に要する予算等に関して問題意識を持っていることがうかがえた。

講義「調停に適する事件・適さない事件」では，吉野先生から，調停に適する又は適しないと考えられる事件に関し，事件の類型や性質等を踏まえてお話しいただいた。

一例を挙げると，一般的に調停に適する事件として，当事者の関係が今後も継続する事件（土地・建物の賃貸借契約等），当事者間に存在する様々な問題全体が争われている事件（財産分与，子の養育費・監護権等の問題が関連する離婚等）などをご紹介いただいた。

吉野先生のお話を聞き，事件の性質や当事者の状況等によって調停に適するか否かを考えるという視点に関心を持った研修参加者がおり，実際の現場で調停に付するか否かをどのように判断すべきかについて，吉野先生に質問をしていた。

ミャンマーでは，調停に付することにつき両当事者の合意がある場合を除き，一定の種類的事件のみ調停に付することを義務付けているところ⁴，調停の対象事件をどのように考えていくべきかについて，問題意識を持っていることがうかがえた。

このほか，日本の調停制度に関しては，講義「日本の調停法の仕組み」及び講義「調停人の倫理」において，元裁判官で弁護士の稲田龍樹先生から，日本における調停制度の歴史や同制度の内容（調停委員会の構成，民事・家事それぞれの調停手続の流れ等），調停人が調停に臨む際の心構えや姿勢等についてお話しいただいた。



吉野孝義先生による講義の様子

⁴ 強制的に調停手続が開始される事件（コンプルソリー・ケース）として①家事に関する紛争，②金銭に関する紛争，③商事に関する紛争があり，それ以外の事件は両当事者の合意によって調停手続が開始される（ボランティア・ケース）。以上につき，中島前掲注2・72頁以下参照。



稲田龍樹先生による講義の様子

- (2) 講義「調停制度，調停法，研修制度を設計する際の留意点（モンゴルの場合）」では，元JICA長期専門家でモンゴルの調停制度導入に関わった弁護士の岡英男先生から，モンゴルの調停制度の内容や課題，これらを踏まえ，ミャンマーにおいて，今後，調停制度を構築していく際に留意・検討すべき点についてお話しいただいた。

このうち，モンゴルの調停制度の内容に関しては，調停手続の流れ（第一審裁判所のみで調停を実施していること，第1回期日に両当事者を出席させること，一方当事者が不出頭の場合にも直ちには調停不成立とせず改めて期日を指定することが多いこと，調停は基本的に同席であること，調停人が和解契約書を作成して両当事者が署名すること，和解契約書に問題がなければ裁判官が確認命令を出すこと，合意した内容の履行がなされないと強制執行が可能であることなど）をご紹介いただいた。

以上の点に関し，パイロットコートで調停人を務めている研修参加者から，一方当事者が不出頭だった場合において，調停を継続する又は直ちに調停不成立とするという判断の基準のようなものはあるのかという質問が出され，他国において，調停人がどのように調停手続を進めているのかについて関心のある様子がうかがえた。

海外の調停制度については，このほかにも，講義「調停制度，調停法，研修制度を設計する際の留意点（英米の場合）」において，大阪大学大学院教授の仁木恒夫先生から，米国のADR制度の歴史や内容等についてお話しいただいた。

- (3) 講義「調停合意書の書き方」では，当部の下道良太教官が，日本における調停合意書の記載例等について説明した。

具体的には，①調停条項の類型（給付条項，確認条項，形成条項，任意条項のほか，清算条項等のその他条項），②調停条項に関する注意点（条項の記載内容の明確性，条項の記載順序等），③民事・家事事件における調停条項の具体例を紹介した。

調停条項の具体例の紹介は研修参加者（とりわけパイロットコートで調停人を務めている研修参加者）に好評であり，「本研修後の実務において参考になる。今後，

ミャンマーで調停人養成の研修を実施する際、こういった調停条項の書き方に関するカリキュラムを研修に取り入れた方がいいと思う。」などといった声が聞かれた。

- (4) 講義「傾聴のスキル」では、東京大学大学院特任講師の齋藤宙治先生から、調停において話を聞く目的や聞くためのスキルについて、研修参加者によるグループワークを取り入れながらお話しいただいた。

調停において話を聞く目的に関しては、当事者の主張の背景に踏み込んだ解決が調停において可能であること、調停に関するこのメリットを生かすため、調停人は、当事者の表面的な主張だけでなくその背後の動機等に踏み込んで当事者双方にとって好ましい解決を図るよう努める必要があることなどをお話しされた。

そして、調停人がこのような解決を図るために必要な調停において話を聞くためのスキルとして、4つの基本的なスキル（聞く態度、オープン・クローズドクエスチョン、言い換え、感情が入った場合の言い換え）と2つの追加的なスキル（将来志向の質問、ブレインストーミング的な質問）をご紹介された。

上記スキルのご紹介の際には、齋藤先生による進行の下、研修参加者が2名1組となってグループワークを実施した。

例えば、オープン・クローズドクエスチョンに関しては、各研修参加者が「日本に来る前の週に何をしたか」を5個書き出し、各ペアで順番に質問者と回答者に分かれて、1回目は質問者がクローズドで質問して回答者は「はい・いいえ」で答え、2回目は質問者と回答者がオープンで問答するというワークを実施した。また、言い換えに関しては、各ペアで4つのテーマ（趣味、好み、出身地、日本について面白いと思ったこと）から1つを選択した上、質問者が「●●（選択したテーマ）について教えてください。」と質問し、回答者の答えを言い換えるというワークを実施した。

これらのグループワークは研修参加者に好評であり、「オープン・クローズドクエスチョンがどのようなものかは知っていたが、実際に体験してみて、クローズドだと回答者は答えにくく、質問者も答えにたどりつけないことを実感した。」「話し手として言い換えをしてもらおうと、聞き手が自分の話を聞いてくれていると感じた。」などの感想が聞かれたほか、パイロットコートで調停人を務めている研修参加者からは「この講義で学んだスキルを身につけ、調停の場でも使っていきたい。」旨の発言があった。

このほかにも、調停人にとって必要となる心理学的知見に関し、講義「調停人の心理」において、早稲田大学大学院教授の菅原郁夫先生から、紛争当事者の心理を踏まえた調停人の役割等についてお話しいただいた。

- (5) 講義「調停という舞台の作り方」では、インドネシア、モンゴル、ネパール、バングラデシュの調停に関する支援活動に携わっておられる元裁判官で中京大学法務総合教育研究機構教授の稲葉一人先生から、調停の特徴やこれを踏まえて調停人が実践すべきことなどについてお話しいただいた。

一例を紹介すると、①調停には段階（当事者に来てもらって調停の場を作る，調停人と当事者が初めて出会う，お互いがお互いの事情を話して情報を共有する，当事者が交渉する，最後の合意形成をするという各段階）があることや、②各段階において調停人が留意すべき事項（例えば，調停人が当事者と初めて出会う場面に関し，当事者は期待と不安を抱いて調停の場に臨んでおり，特に調停申立てにより裁判所に呼び出された相手方は不安を抱いていること，こういった当事者の心情に配慮して，出会う前の事前準備をしっかりと行い，出会った際にも当事者の心情に配慮して発言することが重要であること，その後，調停を進めていく際には齋藤先生が講義で紹介した傾聴のスキルが必要であることなど）について，お話しいただいた。

また，お話しの際には，例えば，調停人が当事者と初めて出会う場面に関し，まず，稲葉先生が調停人役となり，研修参加者2名に当事者役となってもらった上で，調停人が当事者を待合室から調停室へ案内する場面，調停人が調停室で当事者に話す場面（自己紹介，関係者の呼び方に関する確認，調停のガイダンス等）を実演し，その後，研修参加者が3名1組となって上記実演と同じグループワークを行った。

研修参加者から「調停が段階を踏んで進んでいくこと，当事者が調停の場へやってくる時に期待と不安を抱いていることなどは大きな気づきだった。こういった知見は，連邦最高裁判所が作成した指針に盛り込む，あるいは，調停人養成研修のカリキュラムに盛り込むなどしてはどうかと考えた。」などといった感想が聞かれるなど，本講義は研修参加者に大変好評であった。



稲葉一人先生による講義の様子

2 訪問・見学

東京簡易裁判所墨田庁舎への訪問では，東京簡易裁判所における調停事件の概況（事件数・内訳，平均期間，終局割合等）についてご説明いただくとともに，調停室，調停委員室，当事者待合室，裁判官室，調停申立ての受付場所等を見学させていただきました。

見学の際，研修参加者は，調停室における机や椅子の配置を確認しながら調停人や

当事者の着席場所等について質問していたほか、調停申立ての受付場所に調停申立書の書式や調停に関するパンフレット等があることについて、調停を国民に利用しやすいものとする方法の一つとして関心を示していた。

3 模擬調停事例の検討

本研修に帯同した J I C A の小松健太長期専門家がミャンマーの調停における実際の事件を題材に作成した事例（子の親権、養育費及び面会等を巡る元夫婦間の争い）を使用して、研修参加者が5つのグループに分かれ、各グループのメンバーが調停人、申立人及び相手方役となり、小松専門家の進行の下、模擬調停を実施した。

研修参加者全員がそれぞれの役になりきって熱心に模擬調停に取り組んでいたのが印象的であり、結論として、全てのグループで調停が成立した。

模擬調停事例の検討は、研修参加者に好評であった。

当事者役を務めた研修参加者からは、「感情的な当事者役を演じたが、調停人役の方は、上手に当事者役の話聞いてくれ、また、当事者役の要望を聞き出していた。齋藤先生から学んだ調停人に求められるスキルが活かされていた。」などといった感想が出されていた。また、調停人役を務めた研修参加者からは、「調停人として、齋藤先生から学んだ調停人に求められるスキルや、稲葉先生から学んだ調停の各段階における調停人の留意事項を踏まえて調停を進めることを心がけたが、その大変さを実感した。調停人に必要なスキルを身につけるためにはこのようなトレーニングを繰り返すことが重要だと思った。」などといった感想が出されており、ミャンマーにおける調停人養成の研修カリキュラムを検討する際には、このような模擬調停事例の検討や、その前提として有益な知見となる話を聞くスキル等に関する講義を盛り込むことが有用であると感じた。

4 研修参加者による発表

研修参加者による、パイロットコートにおける調停の試験運用の状況等に関する発表を行った。

発表では、調停手続の概要⁵のほか、2019年3月から同年9月までの約7か月間で合計374件が調停に付され、このうち95件が成立（成立率26.3%）したこと、少額の金銭に関する紛争や離婚・相続に関する紛争では調停が成功しやすいこ

⁵ 発表した研修参加者による報告要旨は以下のとおり。裁判所に訴えた事件が調停の対象となる。裁判所に訴訟提起された事件がコンプルソリー・ケースの場合には調停に付する。それ以外の事件では両当事者が合意した場合も調停に付する（ボランタリー・ケース）。付調停となった場合には裁判官とは別の調停人が調停を行う。調停が成功した場合、調停人が調書を作成して裁判所に送る。合意した両当事者からも *decree* を求めなければならない。裁判所は法律に従って *decree* を発する。両当事者の合意の内容が法律に反する、国民の利益を害するという場合、裁判所は *decree* を発しない。調停が成功しなかった場合は通常の民事訴訟手続を行う。調停の期間は1か月と決めている（調停により裁判所の訴訟手続を長引かせないようにするため）。ただし、調停成立の見込みがある場合には、裁判所の許可を得て延長することも可能。調停は1回だけ行うのが原則（パイロットなので何回も調停を行う余裕がないため）だが、当事者が裁判外で協議を続けて合意に達した場合には裁判所がそれを受け入れて判決することが可能。

とが分かってきた（他方、事案が複雑なものは不成立となっている）こと、当事者の合意に基づく decree なので上訴がなく紛争が短期間で解決する効果が見られることなどの報告がなされた。

また、調停人の数が少ないため今後たくさんの調停人を輩出する必要があること、調停に関するマニュアル等の整備が必要であること、国民や弁護士等の調停利用者の認知度や理解度が必ずしも高くないことなどといった課題に関する報告もあった。

5 研修参加者との協議

吉野先生、岡先生及び仁木先生の講義も踏まえ、ミャンマーの調停を拡大していくためにどのようなことをすべきかについて、短期的な取組と長期的な取組に分けて協議を行った。協議には、吉野先生にも加わっていただいた。

短期的な取組に関して、例えば、①調停を拡大していく順番として、まず、調停を実施する裁判所を大都市（ヤンゴンやマンダレー）の地方裁判所や郡裁判所に拡大することが考えられるのではないかと、②地方裁判所に調停センターを設置し、ある地方裁判所が管轄する地域で起きた紛争については、訴額が低いために郡裁判所の管轄すべき紛争だとしても当該地方裁判所の調停センターで調停を行えるようにすることが考えられないかと、③調停に関する指針を更に充実させる必要があるのではないかと、④調停の拡大を図る場合には、調停人の確保が必要であるなどといった意見が出された。

他方、長期的な取組に関しては、例えば、①調停人確保の方策として、元裁判官等が調停人になれるよう制度を変更することが考えられないか⁶、②調停人、裁判官及び裁判所書記官、一般国民といった対象ごとに調停に関するマニュアルや広報資料を作成した方が良いのではないかと、③調停に関する事務を扱う部署を連邦最高裁判所に新設すべきでないかなどといった意見が出された。

吉野先生からは、研修参加者の意見は当を得たものであり、特に元裁判官を調停人にするという意見は非常に現実的なものである、パイロットコートにおける現役の調停人が調停人養成等の研修で講師を務めて「生きた事件（実際の調停事例）」を踏まえた具体的な話をするのは非常に大事であるなどといったコメントをいただいた。

第4 おわりに

本研修では、上記第3で述べたとおり、講義や模擬調停事例の検討等を通じて、調停制度の構築や調停人養成のための研修等に関する知見を提供することができ、また、協議や発表等を通じて、ミャンマーにおける将来のあるべき制度等に関して研修参加者と協議することもできたため、所期の目的を達成することができたと思われる。

今後、研修参加者が本研修で得た知見をその所属する機関において報告・共有するなどし、ミャンマーにおいて、調停の更なる展開に向けた具体的な取組がなされることを期待したい。特に、更なる調停人の養成については、連邦最高裁判所の幹部職員を始め

⁶ 現状では裁判官しか調停人になれない。

とする研修参加者の多くがその必要性を述べていたことから、ミャンマーにおける調停に関する活動の中でも、調停人養成の研修に関する活動（研修カリキュラム、研修対象者、研修実施場所等の検討）が活発に行われることが予想される。現地の長期専門家と連携しながら、引き続き、これらの活動をサポートしていきたい。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた東京簡易裁判所の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお礼を申し上げたい。

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第17回本邦研修 研修参加者

1	ソウ・セイン・トゥン
	Mr. Saw Sein Tun Member of Committee for Ethnic Affairs, Amyotha Hluttaw 連邦議会 民族代表院（上院）議員 民族委員会委員
2	ウェイ・ライン・トゥーン
	Mr. Wai Hlaing Htoon Member of the Bill Committee, Pyithu Hluttaw 連邦議会 人民代表院（下院）議員 法案委員会委員
3	チー・チー・セイン
	Ms. Kyi Kyi Seinn Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 部長
4	チョー・マー・ミン
	Ms. Cho Mar Myint Director, Writs Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 令状部 部長
5	アウン・テイン
	Mr. Aung Thein Head of Judicial Office, High Court of Chin State, Supreme Court of the Union チン州高等裁判所事務局長
6	ソー・ニャン
	Ms. Soe Nyan Head of Judicial Office, Magway Division High Court, Supreme Court of the Union マグウェイ管区高等裁判所事務局長
7	オンマー・エイ
	Ms. Ohnmar Aye Deputy Director, International Relation and Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 副部長
8	キン・オウン・テイン
	Ms. Khin Ohn Tint Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 副部長
9	テイン・テイン・トゥエ
	Ms. Theint Theint Htwe Deputy Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草部 副部長
10	アウン・ネイ・リン
	Mr. Aung Nay Lin Assistant Director, Information Technology and Public Relations, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 情報技術・広報部 部長補佐
11	ウィン・ミン・トゥン
	Mr. Win Myint Htun Assistant Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 部長補佐
12	エイ・エイ・ルウィン
	Ms. Aye Aye Lwin Director, Administration Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 総務局 部長
13	ナン・ラ・ラ・エイ
	Ms. Nang Hla Hla Aye Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 部長
14	スー・イン・ライン
	Ms. Su Yin Hlaing Deputy Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局 副部長
15	ゾー・ゾー・ウー
	Mr. Zaw Zaw Oo Assistant Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部長補佐
16	アウン・イエ・ルウィン
	Mr. Aung Ye Lwin Law Officer, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 局付

【研修担当/Officials in charge】

教官/Professor 村田 邦行(MURATA Kuniyuki), 下道良太(SHITAMICHI Ryota),

国際専門官 / Staff Officer 吉田 有里(YOSHIDA Yuri)

第17回ミャンマー本邦研修日程表

調停制度

[担当教官: 村田邦行, 下道良太 事務担当: 吉田有里]

月日	曜日	午前	昼休み	午後	備考
10/20	日	入国			
10/21	月	10:00 12:00 JICAオリエンテーション TIC		13:30 14:15 14:45 17:00 ICDオリエンテーション 【講義】アイスブレーキングと研修目的の確認 TIC JICA長期専門家・ICD教官 TIC	
10/22	火	10:00 12:30 【講義】日本の民事紛争解決制度等① ICD教官 TIC		13:30 14:30 15:10 17:00 【講義】日本の民事紛争解決制度等② 【発表】パイロットコートでの調停の利用状況 ICD教官 TIC 研修参加者・ICD教官等 TIC	
10/23	水	9:55 12:40 【講義】調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点(モンゴルの場合) 弁護士 岡英男 TIC		14:00 17:00 【講義】調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点(英米の場合) 大阪大学大学院教授 仁木恒夫 TIC	
10/24	木	10:00 12:45 【講義】日本の調停法の仕組み 弁護士 稲田龍樹 TIC		14:00 17:00 【講義】調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点(日本の場合) 大阪大学大学院客員教授 吉野孝義 TIC	
10/25	金	10:00 12:35 【講義】調停に適する事件・適さない事件 大阪大学大学院客員教授 吉野孝義 TIC		14:00 17:15 【協議】今後の調停制度の展開及び研修制度構築 大阪大学大学院客員教授 吉野孝義・研修参加者等 TIC	
10/26	土				
10/27	日				
10/28	月	10:00 12:00 【講義】調停合意書の書き方 ICD教官 共用会議室	12:15 所長主催意見交換会 法曹会館	13:55 16:55 【講義】傾聴のスキル 東京大学大学院特任講師 齋藤宙治 共用会議室	
10/29	火	9:55 12:25 【講義】調停人の倫理 弁護士 稲田龍樹 共用会議室		13:55 17:00 【講義】調停人の心理 早稲田大学大学院教授 菅原郁夫 共用会議室	
10/30	水	10:00 12:30 【講義】調停という舞台の作り方① 中京大学法務総合教育研究機構教授 稲葉一人 TIC		14:00 17:00 【講義】調停という舞台の作り方② 中京大学法務総合教育研究機構教授 稲葉一人 TIC	
10/31	木	10:00 12:30 【講義】模擬調停事例の検討 JICA長期専門家・ICD教官 TIC		14:00 16:30 17:30 17:50 【訪問】東京簡易裁判所 東京簡易裁判所墨田庁舎 法務副大臣表敬 法務省	
11/1	金	9:30 11:00 11:30 総括討議・意見交換 TIC	11:00 11:30 評価会 TIC		
11/2	土	出国			